平成２８年（フ）第３９５号
カンボジア王国　プノンペン市　カムカモン区　トムノブ町　４村　207丁目11番地、開始決定時大阪市東成区大今里南４－５－５北陸マンション５号　立川静江方
破産者　立川　龍一
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６４号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館1005号
破産者　小島　徹也
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２７号
大阪府箕面市今宮３丁目26番47号（201号）
破産者　穂積　信也
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４３７号
大阪市東住吉区桑津１丁目10－９－1304、住民票上の住所大阪府寝屋川市萱島信和町18番18号
破産者　バール・イストリックコマンセことボトリチスシネリアこと　伴　　浩
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５０９号
大阪府枚方市大峰元町２丁目16－10－306、開始決定時大阪府枚方市東山２丁目７番地（404）
破産者　北原　光恵
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４４２号
大阪府箕面市瀬川５丁目15番20号（201号）
破産者　飯田　圭子（旧姓岡崎）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８５２号
大阪府東大阪市長田中５丁目１番37－505号
破産者　古賀　義幸
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０４９号
大阪市福島区吉野１丁目19番20－902号
破産者　西尾　欣範
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１７７号
大阪府寝屋川市木田町14番12号（303号）
破産者　中村　　浩
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２６９号
大阪府門真市北巣本町34番10号
破産者　宮成　知可
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６３８号
大阪府守口市八雲西町４丁目11番８号
破産者　寒竹葉月こと　塩川　海朱
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５６号
堺市西区山田４丁1375番地13
破産者　くいもんや酒屋わいわいこと　林　良和
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７３７号
大阪府松原市河合４丁目332番地の18
破産者　宮村由美子
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
広島県安芸郡熊野町貴船７番１－1206号
破産者　コマツフロアこと小松興産こと　小松　竜敏
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４３号
広島市東区二葉の里１丁目１番68－502号、開始決定書記載の住所広島市西区井口３丁目18番８－205号
破産者　眞嶋　一孝（旧姓大石）
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土居1188番地101
破産者　西田　幸則
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第２２８号
福岡市博多区竹下２丁目５番38－１号、開始決定時の住所大分市浜中１－29　グレイスＫ202
破産者　三又　祐紀
1　決定年月日　平成28年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４９号
盛岡市山岸５丁目１番26号
破産者　境　　悟志
1　決定年月日　平成28年12月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部